

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年6月28日（平成30年（行個）諮問第112号）

答申日：平成30年9月20日（平成30年度（行個）答申第104号）

事件名：本人宛ての特定日付け回答文書に係る起案文書の不訂正決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「札幌法務局が、審査請求人に対し、審査請求人から謝罪を求められた事案について、回答するために送付した特定年月日A付けの札幌法務局民事行政部総務課長発信名義の回答文書に係る起案文書」（以下「本件起案文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年4月26日付け札幌第157号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

相談対応票（特定受付番号）に記録が残っている。

文書記録は、札幌法務局が作成したものに限定されず、北海道管区行政評価局の文書記録を保有していれば、「文書記録が存在する」ことになる。

特定年月日Bに特定区役所行政相談所で、特定行政相談委員に行政相談したところ、特定年月日Cに北海道管区行政評価局特定職員Aから、「札幌法務局に伝えたところ、札幌法務局が「相談対応票の記録のとおり電話番号を伝えたことを認めた」と回答があった。」と連絡があった。

（2）意見書

札幌法務局保管では、当時の具体的なやりとりに関する文書記録を保管している。

- ① 特定年月日 D 開示請求事前相談時に札幌法務局民事行政部庶務課
特定職員 B に渡した相談対応票
- ② 特定年月日 E 特定時刻 A 札幌法務局宛てメール：相談対応票の
抜粋
- ③ 特定年月日 F 保有個人情報訂正請求書の別添資料 2 ②のメール
の写し

経緯

- ・ 特定年月日 D 開示請求事前相談 持参資料 一覧表及び①相談対
応票
- ・ 特定年月日 G に特定職員 B から「当時の具体的なやりとりに関す
る文書記録」がないと電話で回答があった。
- ・ 特定年月日 H に別件の保有個人情報開示請求書を提出した。
この時に、特定年月日 I と特定年月日 J の「当時の具体的なやり
とりに関する文書記録」がないと主張しているが、外勤命令書があ
るかどうかを尋ねた。
特定職員 B から外出簿があることを聞いた。
- ・ 特定年月日 K に「特定年月日 I 及び特定年月日 J の札幌法務局民
事行政部総務課の外出簿」の行政文書開示請求書を提出した。

札幌法務局では、札幌法務局と札幌公証人会との公証事務打合せの文
書を作成していないと主張するが、当時の具体的なやりとりに関する文
書記録①ないし③を所有している。札幌法務局において文書の探索を行
った結果、この文書の存在が認められなかったのであれば、札幌法務局
民事行政部総務課特定職員 C が「公務所の用に供する文書又は電磁的記
録を毀棄したものは三月以上七年以下の懲役に処する」（刑法 2 5 8 条
公文書等毀棄罪）に該当することになる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分

審査請求人が、処分庁に対し、法 2 8 条 1 項の規定に基づき、本件起案
文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の保有個人情報
訂正請求を行ったところ、処分庁は、平成 3 0 年 4 月 2 6 日付け札庶第 1
5 7 号により不訂正とする処分（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張

原処分を取り消し、本件対象保有個人情報を、審査請求人が提出した保
有個人情報訂正請求書のとおり訂正することを求める。

3 訂正の要否について

審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち「当時の具体的なやりとり
に関する文書記録が存在しない」とする情報について、文書記録が存在す
るため事実と異なると主張しているが、札幌法務局において文書の探索を

行った結果、文書の存在は認められなかったため、訂正すべき事実はない。
したがって、不訂正とした処分庁による原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月23日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年9月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件起案文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙のとおり、特定の文言の訂正を求めるものであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否について検討する。

2 法27条1項1号該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件起案文書（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は、札幌法務局が、審査請求人に対し、審査請求人から謝罪を求められた特定年月日」における札幌法務局担当者と公証人とのやり取りに関して回答するために送付した回答文書に係る起案文書（本件起案文書）であり、そのうち本件対象訂正部分は、「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在しない」との記載部分であると認められる。

(2) 訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきかと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠を

もってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(3) 本件対象訂正部分について

ア 本件対象訂正部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象訂正部分は、本件起案文書のうち、特定年月日Jにおける札幌法務局担当者と公証人とのやり取りについて、「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在しない」と記載した部分であるが、札幌法務局において、その具体的なやり取りに関する文書記録は作成しておらず、また、念のため、同局の関係部署において執務室、書庫及びパソコン上のファイルの探索を行ったが、その存在を確認できなかったことから、本件起案文書に当該文書記録が存在しない旨記載したものである。

(イ) なお、審査請求人が審査請求書及び意見書において言及している相談対応票（特定受付番号）及び札幌法務局宛てメールのうち、相談対応票（特定受付番号）については、同局において保有しておらず、同局宛てメールについては、同局において保有しているが、当該メールは、審査請求人が事後的に作成し、同局宛てに送信したものであり、特定年月日Jにおける同局担当者と公証人との具体的なやり取りに関する文書記録には該当しない。

(ウ) 以上のことから、札幌法務局において、特定年月日Jにおける同局担当者と公証人との具体的なやり取りに関する文書記録を保有しておらず、本件訂正請求に対し、本件対象訂正部分を不訂正とする原処分を行った。

イ 検討

(ア) 上記(1)のとおり、本件対象訂正部分は、本件起案文書のうち、特定年月日Jにおける札幌法務局担当者と公証人（特定公証人）とのやり取りについて、「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在しない」と記載した部分であると認められるところ、審査請求人は、当該部分を「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在する」に訂正することを求めている。

(イ) 審査請求人は、本件対象訂正部分について、相談対応票（特定受付番号）に記録が残っているなどとして、上記(ア)のとおり訂正すべき旨主張するが、審査請求人において、本件対象訂正部分に記載された内容が事実と異なり、札幌法務局に「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在する」と判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認め

られず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

1 趣旨

「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在しない」を「当時の具体的なやりとりに関する文書記録が存在する」に訂正せよ。

2 理由

- (1) 相談対応票（特定受付番号）に記録が残っている。
- (2) 相談対応票に札幌法務局民事行政部総務課特定職員Dが特定公証人に申出人の電話番号を伝えたことが記録されている。
- (3) 「特定年度行政相談所のうち、特定年月日L、北海道管区行政評価局からの照会に対し、札幌法務局が回答した私に関する内容の文書」の開示請求の事前相談時に札幌法務局民事行政部庶務課特定職員Bに相談対応票を渡したので、札幌法務局民事行政部総務課で所有している。
- (4) 特定年月日Bに特定区役所行政相談所で、特定行政相談委員に行政相談した結果、特定年月日Cに北海道管区行政評価局特定職員Aから、「札幌法務局に伝えたところ、札幌法務局が「電話番号を伝えたことを認めた」と回答があった。」と連絡があった。
- (5) 文書記録は、札幌法務局が作成したものに限定されず、札幌公証人会の文書記録、北海道管区行政評価局の文書記録などがあれば、「文書記録が存在する」ことになる。
- (6) 札幌法務局からのメール（特定年月日M特定時刻B）を受け、相談対応票記載の「当事者で話し合ってもらおうと、申出人の電話番号を同公証人に伝えた。現時点では話合いの場をもった形跡はない。」が事実でないと札幌法務局が主張するので、保有個人情報訂正請求をしたが、特定年月日N付け特定文書番号A北海道管区行政評価局長、特定年月日O付け特定文書番号B財務大臣から、札幌法務局民事行政部総務課特定職員Dが申出人の電話番号を特定公証人に伝えたことは事実であると認定された。